

別紙 1

体育施設使用申請書の記入及び留意事項について

1 申請様式・記入について

体育施設使用申請書は市内全施設共通であり、別紙 2-1・2-2 に記載の全ての体育施設が対象となります。

- ひとつの行事につき、申請書は 1 枚としてください。
- ひとつの行事で複数の体育施設を使用する場合は、使用予定の全ての体育施設を 1 枚の申請書に記入してください。日時が複数にまたがる場合も同様です。

2 提出期限について

令和 7 年 1 1 月 1 日（土）～ 令和 7 年 1 1 月 1 5 日（土）【期限厳守】
※期限後に提出された申請書は受理いたしません。

3 郡山市体育施設優先順位基準について

利用調整は、以下の優先順位により行います。

第 1 位 市または国・県が主催、または市教育委員会が特に必要と認めたもの

1. 市、国、県の主催事業
2. 市教育委員会または県教育委員会の主催事業（小・中・高体連関連行事）
3. 市民体育祭、県総体、国体関連事業（市・国・県の共催事業）
4. 国際大会（各団体等が誘致したもの）
5. 全国大会（各団体等が誘致したもの）
6. 東北大会（各団体等が誘致したもの）
7. スポーツ教室・健康教室等の市主催事業
8. 公民館関連行事

第 2 位 市または国・県の主催以外で、市（地区）・県体協に加盟するもの

1. 福島県大会
2. 福島県地区大会
3. 郡山市大会
4. 郡山市地区大会

第 3 位 市または国・県の主催以外で、市（地区）・県体協に未加盟のもの

1. 各種大会
2. 校内行事、市内 PTA 大会及び交流大会等
3. 各種上位大会に向けた研修・講習会等

※熱海フットボールセンターは、上記優先順位を基本としつつ、都道府県フットボールセンターとしての位置づけにより、福島県サッカー協会の行事を優先的に調整します。

4 使用申請期間終了後の予約調整及び利用について

1. 3月1日以降、各施設窓口にて速やかに本申請をお願いいたします。
なお、スポーツ振興課への減免申請は本申請前までに行ってください。
利用日の3か月前までに本申請がない場合は、申請を取り消しいたします
※4月から6月までの利用の場合は速やかに本申請をしてください。
(今回からの取り扱いです。年間調整した行事等の直前のキャンセルを防止し、より多くの競技団体にご利用いただくための措置です。)
また、申請時には必ず総会資料または大会要項をご持参ください。
2. 使用希望日が重複した場合は、申請書記載の担当者へ連絡いたします。各団体にて協議のうえ、翌日までに郡山市総合体育館1階受付窓口へお知らせください。
3. 協議による調整がつかない場合は、関係団体に窓口へお越しいただき、抽選にて決定します。翌日までにご連絡がない場合は、申請を取り下げたものとみなしますので、ご了承ください。
4. 上記の調整結果により、郡山市体育施設をご利用いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

5 各施設使用申請書の記載上の注意事項

1. 宝来屋ボンズアリーナを使用する場合は、使用する部屋も記入してください。
2. 東部体育館、西部体育館、西部第二体育館、磐梯熱海スポーツパーク体育館会議室を使用する場合は、「〇〇体育館（会議室含む）」と明記してください。
3. 郡山庭球場を使用する場合は、「郡山庭球場（〇面）」と面数を記入してください。

4. 西部サッカー場を使用する場合は、メイングラウンド・サブグラウンドの別を明記してください。両方を使用する場合は「西部サッカー場（メイン及びサブグラウンド）」と記入してください。

6 各施設における利用情報について

各施設の種目別利用情報は、**別紙2-1・2-2**を参照のうえ申請してください。

7 各施設における利用時間・休業について

曜日別の利用可能時間、休館日・休場日、館内・場内整理日（施設点検日）、年末年始、芝養生期間、冬期休業期間等は、**別紙2-3**を参照してください。

8 宝来屋ボンズアリーナの年間予定について

宝来屋ボンズアリーナで開催される各種全国大会、東北大会、プロスポーツチーム等の公式戦試合等により利用不可となっている日程を**別紙3**に記載しておりますので、それ以外の日程で使用申請をお願いします。

なお、プロスポーツチームの公式試合の日程はまだ確定しておりません。日程確定後（令和8年2月頃）速やかにお知らせいたします。